

保険証の加入・喪失の届け出はお早めに



職場の医療保険（健康保険、船員保険など）に加入している人以外は、現在住んでいる市町村の国民健康保険（以下国保）に加入しなければなりません。

会社を退職した場合など、職場の医療保険の資格を失った人は、その時点で国保加入の義務が生じるため、必ず届出期限である14日以内に加入手続きをしましょう。

なお、保険料は届け出の時点ではなく資格取得の時点までさかのぼって計算されるため、加入の届け出が遅れると一度に負担がかかります。

※退職後20日以内であれば、任意継続制度の利用ができる場合もあります。希望される場合は、退職された会社などへお問い合わせください。

また、国保加入者が就職などでほかの医療保険に加入した場合は、国保の資格喪失届を出さなければなりません。手続きがまだの人は、早めに届け出をしてください。

■問い合わせ先

市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3482
各総合支所福祉保健課（12ページ上記参照）

年金相談予約制 についてのお知らせ



鳥取社会保険事務所では、年金相談の待ち時間をなくすため、「年金相談の予約制」を実施します。

◇とき 毎月第2土曜日
午前8時30分～午後4時

◇申込方法

予約は、1カ月前から前日までに電話で申し込んでください。その際、氏名・基礎年金番号を伝え、予約時間を指定してください。※予約制の相談窓口には限りがありますので、ご希望に添えない場合もあります。

◇その他

相談にお越しの際は、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、振込通知書など、本人確認できるものを必ずお持ちください。※代理人の場合、委任状が必要です。

予約なしでも相談をお受けします。

■問い合わせ先

市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3484
鳥取社会保険事務所 ☎(0857)27-8311

住宅用火災警報器の設置はお早めに

新築住宅への火災警報器の設置は平成18年6月から義務化されています。また既存住宅は平成23年6月1日までにすべての住宅に設置が必要で、取り付ける感知器の種類や場所などは、火災予防条例によって定められていますので、お近くの消防署へお問い合わせ下さい。



なお、消防職員が個人宅を訪問し、火災警報器の^{あっせん}斡旋や販売を行ったり、特定の業者に依頼をしたりすることはありませんので、注意してください。

くりを促進するため、さまざまな特色ある事業を実施しています。

内容 各種事業の実施に関する提言や審査

公募人数 3人

任期 委嘱の日から平成21年3月31日まで

会議の開催 年3回

報酬 5000円／出席1回

応募資格 市内在住の20歳以上（平成19年4月1日現在）の人で、平日開催の会議に出席可能な人

応募方法 「鳥取市の人づくり」

「まちづくり」への提言を400～800字程度にまとめ、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記のうえ、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかで

※多数の場合は、選考のうえ決めます。

応募期限 2月28日（水）必着

応募・問い合わせ先 市役所本庁舎協働推進課 ☎(0857)20-3182・☎(0857)21-1594・電子メール kyodosushin@city.tottori.tottori.jp

市民活動委員

内容 本市の市民参画と市民活動を推進する施策などについての調査および審議

公募人数 2人

任期 委嘱の日から平成21年3月31日まで

会議の開催 年3回程度

報酬 9000円／出席1回

応募資格 市内在住の20歳以上（平成19年4月1日現在）の人で、平日開催の会議に出席可能な人

応募方法 「鳥取市の市民参画」

と市民活動についての考え」を400～800字程度にまとめ、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記のうえ、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかで

※多数の場合は、選考のうえ決めます。

応募期限 2月28日（水）必着

応募・問い合わせ先 市役所本庁舎協働推進課 ☎(0857)20-3182・☎(0857)21-1594・電子メール kyodosushin@city.tottori.tottori.jp